

### 議事日程第3号

平成24年6月22日（金曜日） 午前9時00分

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 1件

議案第35号 訴えの提起について

日程第3 議案の審議及び採決 6件

議案第29号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について

議案第30号 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第31号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 町道の路線認定について

議案第35号 訴えの提起について

日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

---

### 出席議員（12名）

議長 谷口 鈴 男	1番 高山 由 行	2番 山口 政治
3番 安藤 雅 子	5番 柳 生 千 明	6番 山田 儀 雄
7番 加藤 保 郎	8番 伊崎 公 介	9番 植松 康 祐
10番 大沢 まり子	11番 岡本 隆 子	12番 佐谷 時 繁

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 瀬 瀬 久 美
教 育 長 丹 羽 一 仁	総 務 部 長 鍵 谷 昌 孝
民 生 部 長 田 中 康 文	建 設 部 長 奥 村 悟

企画調整  
担当参事 三輪 康典  
企画課長 加藤 暢彦  
税務課長 佐久間 英明  
保険長寿課長 山田 徹  
農林課長 植松 和徳  
建設課長 伊左次 一郎  
学校教育課長 藤木 伸治

総務課長 寺本 公行  
まちづくり課長 須田 和男  
住民環境課長 水野 嘉博  
福祉課長 若尾 要司  
上下水道課長 亀井 孝年  
会計管理者 田中 秀典  
生涯学習課長 玉木 幸治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺 謙二

議会事務局  
書記 渡辺 一直

### 開議の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

なお、安藤教育担当参事でございますが、他の公務のため本日の会議は欠席との連絡がありましたので、御報告をいたします。

それから、本日、ケーブルテレビ可児より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可いたします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

---

### 会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 山口政治君、3番 安藤雅子さんの2名を指名します。

---

### 追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（谷口鈴男君）

日程第2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として付議されました議案第35号を議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。それでは付議事件を議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第35号 訴えの提起について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 加藤暢彦君。

企画課長（加藤暢彦君）

それでは、追加上程議案の説明をさせていただきます。

本日配付いたしました平成24年御嵩町議会第2回定例会追加議案の1ページと、右肩に大きく資料と書かれました御嵩町議会第2回定例会資料つづりその4の1ページをお開きください。

この件につきましては、公共交通活用型低炭素地域づくり委託業務におきまして、東鉄タク

シー株式会社によります不適正事案が発生したことに伴い、訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

先日の全協のときに説明させていただいた内容と若干違いがございますので、その部分も踏まえて御説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、追加議案のほうの1ページ、議案第35号のほうでございますが、記以下のところでございます。

1. 事件名につきましては、業務委託料返還等請求事件というふうに直させていただいております。この件につきましては、弁護士作成の訴状に合わせてあるというものでございます。

2番目の当事者の被告の部分につきましては、東鉄タクシー株式会社、この法人名の記載の後に、代表者代表取締役 祖父江俊明を加えてございます。この件につきましても、弁護士作成の訴状に合わせたということでございます。

3番目、請求の趣旨の部分につきましては、平成21年度と平成22年度の事業委託契約額及び加算金のほかに委託額及び加算金の納期限の翌日から支払い済みまでの延滞金、それから遅延損害金の支払いの部分を加えさせていただいております。この件につきましても、弁護士作成の訴状に合わせてあるということでございます。

それから、4番目でございます。請求の原因の部分につきましては、前回の説明では県の補助金交付決定の取り消し並びに返還通知に基づき返還金を返還し、これらに伴い発生した損害を請求するところまで記載してございましたが、こちら、今回につきましては原因の記載のみとさせていただいたということでございます。

以上が前回からの説明の変更箇所でございます。

それでは、資料つづりその4の1ページをお願いいたします。

岐阜地方裁判所御嵩支部あてに提出する訴状の案でございます。

当事者の表示につきましては2ページ中段以降から3ページまでで記載してございます。原告につきましては、御嵩町代表者、町長 渡邊公夫でございます。

被告につきましては、東鉄タクシー株式会社代表者、代表取締役 祖父江俊明でございます。

事件名といたしましては、先ほど申しましたように、業務委託料返還等請求事件ということで、訴状のほうはなっております。

それでは、まず第1、請求の趣旨でございます。

被告は原告に対し、金2,120万5,635円及び内金1,848万7,400円に対する平成24年5月9日から、内金271万8,235円に対する平成24年6月1日から各支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2番目です。

訴訟費用は被告の負担とするとの判決並びに仮執行の宣言を求めるというものでございます。

2番目、請求の原因でございますが、原告は普通地方公共団体、被告は道路運送法による自動車運送事業等を目的とする株式会社である。

原告と被告は、平成21年度に後記本件業務委託契約その1を、平成22年度に後記本件業務委託契約その2をそれぞれ締結したが、被告が各契約に定めた必要条件を遵守せず、しかもこれについて原告に虚偽の報告をしたため、原告は各契約についてそれぞれ損害をこうむった。

経緯については省略させていただきます。

6番目のところでございます。

結論、よって、原告は被告に対し、不法行為（詐欺）ないし債務不履行に基づき、既払委託料計1,848万7,400円及びこれに対する納期限、平成24年5月8日の翌日である同月9日から支払い済みまで年5分の割合による延滞金、並びに、岐阜県に支払った加算金計271万8,235円及びこれに対する納期限、平成24年5月31日の翌日である同年6月1日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めるという内容の訴状でございます。

以上で、議案第35号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

ここで暫時休憩をいたします。

なお、再開予定時刻は9時30分といたします。

午前9時10分 休憩

---

午前9時30分 再開

**議長（谷口鈴男君）**

休憩を解いて再開をいたします。

---

### 議案の審議及び採決

**議長（谷口鈴男君）**

日程第3、議案の審議及び採決を行います。

議案第29号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（谷口鈴男君）

続きまして、議案第30号 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

議長（谷口鈴男君）

議案第31号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

議長（谷口鈴男君）

議案第32号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号 御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（谷口鈴男君）**

議案第33号 町道の路線認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号 町道の路線認定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（谷口鈴男君）**

議案第35号 訴えの提起についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

7番 加藤保郎君。

**7番（加藤保郎君）**

前回の全員協議会、また本日の提案理由の説明等で説明していただきまして、1点確認しておきたい事項がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

民事訴訟となって、こういう司法での争いになりますと、お互いの信頼関係が崩れるわけですが、お互いの平成24年度業務委託契約は、今後どのように対応されるおつもりか、その点をちょっとお聞きしたいと思っております。



**議長（谷口鈴男君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

それでは、加藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員御承知のように、24年度も、これは国県の補助金を使った事業ではありませんけれども、引き続き低炭素のまちづくり及び名鉄利用者の促進ということで、E-COバス事業を町の単費で行っております。その中で今回、平成23年度までの補助金の不適切な運用に関して町の要望どおり事業者の方がこたえていただけなかったということで、今回の提訴をするための議案となったわけですけれども、こうした中で、24年度、今年度については、町と単独事業ではありますが、やはり争っていく事業者の方とそのまま事業を続けることはやはり不適切ではないかと、そのように考えておるところでございます。

ただ、この事業そのものは、先ほど申しましたように、名鉄利用促進という側面もあって、中には工業団地の方が電車通勤をこのバスがあるおかげで続けていらっしゃると、そういった側面もありますので、町としては事業を継続する中で事業者をできるだけ早く変更していくということで考えておまして、サービスそのものについては続けていきたいと。ただ、こういう不適切な事件がありましたので、事業者の方には早急にこの訴訟を起こすということをお話ししまして、24年度の契約を解約したいということでお話しに行きたいというふうに思っております。

[挙手する者あり]

**議長（谷口鈴男君）**

7番 加藤保郎君。

**7番（加藤保郎君）**

そうしますと、契約の破棄の時期はいつになるわけですか。

**議長（谷口鈴男君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

町の思いとしてはできるだけ早くということを考えておりますが、サービスを続けるためには、次の代替事業者の選定をしなければいけないということで、今内々に協議をしているところでございますが、そういったところが今現在は確定はしておりません。なるべく早く確定をしようと思っております。その一連の流れの中で、なるべく早く今の東鉄タクシーとは契約の解除という形で進めていきたいと思っております。

今言いましたように、事業についてはなるべく早くということで、御理解いただきたいと思

います。

[挙手する者あり]

**議長（谷口鈴男君）**

7番 加藤保郎君。

**7番（加藤保郎君）**

私のほうに、平成24年の業務委託契約書の約款とかいろいろが手元にありませんので、詳しく質問をすることができないわけですが、本年度の業務委託契約書の中で、約款が多分ついておると思います。その中で、契約の解除権とかにつきましては、どのように記載がされておるのか、またこういう訴訟という事態での契約解除というのが明文化されておるかどうか、そこから辺について、再度確認だけさせていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

**議長（谷口鈴男君）**

企画課長 加藤暢彦君。

**企画課長（加藤暢彦君）**

ただいまの加藤議員の質問にお答えさせていただきます。

24年度の契約におきまして、契約約款の中で一文、条文を入れてございます。第30条の5でございまして、このところに、信頼関係の破壊があった場合の解除という部分が載せてございます。読ませていただきます。

発注者は、受注者またはその役員もしくは従業員が発注者に対し、詐欺その他の背信的行為を行い、または本件業務委託契約ないし過去の発注者との契約関係に関連して刑事訴追を受け、もしくは受注者の責めに帰すべき事由により、発注者に対し重大な危害もしくは損害を与えたときは、直ちに本契約を解除することができるという文言がございまして、ということでございます。よろしくをお願いします。

**議長（谷口鈴男君）**

7番 加藤議員、よろしゅうございますか。

[挙手する者あり]

7番 加藤保郎君。

**7番（加藤保郎君）**

今聞きますところによりますと、30条で直ちに契約を解除することができるという文言が入っておるということですね。

**議長（谷口鈴男君）**

企画課長 加藤暢彦君。

**企画課長（加藤暢彦君）**

お答えいたします。

今申しましたように、損害等を与えたときは、直ちに本件契約を解除することができるということが書かれておるということでございます。よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

**議長（谷口鈴男君）**

2番 山口政治君。

**2番（山口政治君）**

直ちに解除をすることができるということは、恐らく直ちに解除されると思うんですが、業者に次の業者が見つかるまでは運行していただくというのはいかなるものかなと思うんですが。

**議長（谷口鈴男君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

先ほど申しましたように、この側面には二とおりあると思ひまして、継続で行ってきた、ことしの続けておる事業者が目的を逸脱した形で運行されているということが一つあるわけで、そういうところについては、先ほど申しましたように、事業者の資質という点でいかなるものかということで継続の解除をお願いするということになるわけですが、もう一つは、名鉄利用促進という面でこのE-COバスは運行しておると。ことし当初予算の中で、町の単独予算を使って運行することをお認めいただいたというサービスの継続という面と二とおりあるかと思ひまして、やはりサービスは、先ほどありましたように、このE-COバス事業を運行する中で名鉄にシフトした方もいらっしゃるわけで、そういった方とか、それから団地の昼間の利用者の方、そういった方に説明責任を果たすということの中で、直ちにやめてしまってブランクをあかせておくのは、町としてやはり無責任であるということを考えておひまして、できるだけ早く事業者は変更してサービスを継続したいということをおひしておりますので、よろしくお願いいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

御嵩町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

大変御迷惑をおかけしております。

若干ちょっと奥歯に物が挟まったような答弁ですので、明確にしておきたいのは、契約は解除いたします。その準備をしております。それで、私の理想としては、訴状が裁判所に提出された、その時点でしたいというふうにおひしておりましたけれど、今も部長のほうからも説明が

ありましたように、工業団地へ通う方は、E-COバスがあるということを前提に定期券も買ってみえます。また、病院通いの方もE-COバスがあるということで、これは大庭台あたりの方でしたけれど、一切車に乗らずに病院へ行っているんだと、名鉄の回数券を利用しているんだよというお話もお聞きしております。そういう意味では、我々今考えておりますのは、どうしてスムーズに移行できるかということでもあります。それと、当の弁護士さんのアドバイスもありまして、直ちにとという解釈自体も、ある程度猶予を持ったほうがいいというようなアドバイスもありますので、7月頭からということは無理だというふうに解釈をさせていただいた。ただし、8月にずれ込むことはないと思っております。今、代替業者とは金銭的なもの、期間的なものについての協議をしている最中でありますので、代替業者が体制が整うということは、ユーザーのために必要だと私は思っておりますので、そうした協議を重ねながら、東鉄タクシーのほうには解除の時期をある程度の猶予を持ってお知らせをしておきたいというふうに思っております。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに。

[挙手する者あり]

8番 伊崎公介君。

**8番（伊崎公介君）**

これはとにかく名鉄の乗車率アップのために事業を継続していくというお話が多いんですが、私が思うに、何か違う代替手段がないかなというようにも思うんですが、例えば一時的にふれあいバスを朝晩には今までどおりの運行に少し回すとか、あるいはそれで足りない部分はタクシーを使うとか、何か代替手段があって、やっぱり、しっかりとこういう訴えを起こしたのなら、しっかりと裁判を行っていただきたい。

今のところ、このお金は財政調整基金から100%賄われていると。これは絶対に取り戻していただきたいものだ。この財政調整基金というのは町民の財産であるわけです。これが目減りするということは絶対にあってはいけないと思いますが、もしも、このままいって100%訴えが認められればいいんですが、100%認められなければ、この財政調整基金が目減りするわけですね。そのときに行政としての責任があるんじゃないかと思うんですが、その辺はどういうふうに考えてみえるのか、お願いします。

**議長（谷口鈴男君）**

御嵩町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

お答えをいたします。

本来なら話し合いをして、御嵩町は引くこともなく全額返金ということテーブルの上で話し合いをさせていただいたという経緯がございます。訴訟に提起をさせていただくということになりましたのは、それに応じられないという相手方の考え方でありますので、第三者機関で判断をしていただくと。客観的に判断をしていただくしかない。これは、法治国家において司法の場で判断されたということになれば、これは従わざるを得ないという、我々としては100%の返還を求めていくということであります。

責任問題でありますけれど、当然我々はだまされたという責任があるわけですので、だまされたということと、その財調が目減りするということがどこまで関連するのかということは、同じ土俵では語れないというふうに思っております。逆に言えば、財調を積み増してきたのも私がやってきたことですので、私のお金ではありませんけれど、町民のお金を大切にやってきた結果が、23年度終了時では8億を超える財調になっている。私がいただいた財調は5億前後でしたので、そういう意味では、自由に使っていいというお金ではございませんけれど、財調というのはふえたり減ったりはしていくものであるという解釈をしておいていただきたいというふうに思います。以上です。

[挙手する者あり]

**議長（谷口鈴男君）**

8番 伊崎公介君。

**8番（伊崎公介君）**

ちょっと今、だまされた責任というものを負わなければいけないと、そういう問題ではないと思うんですね。やはりこの事業主体は御嵩町なんですから、御嵩町でしっかりとチェックしておけばこういった事案もなかったかもしれないですし、そのところちょっと納得しかねますね。私が財調をふやしたんだから、私が自由に使ってもいいということはないと言いつつも、何かそんなニュアンスが感じられるのもちょっと不安に思うところですが。

**議長（谷口鈴男君）**

御嵩町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

本議会で議論をするレベルの話なのかなとは思いますが、被害者です、我々は。私も含めて行政側、後でチェックが足らなかったと言われれば、それは足りない部分はあるでしょうねということでありますけれど、この制度を使って業者を選定していく段、ここでプロポーザルという方法をとっておりますが、議員の皆さんにも示したとおりの内容で先方には伝わっているわけですので、それを守っていただくというのは大前提でありますから、だまされた以外にないということです。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

先日の全協で、町長のほうは刑事告発もありだというようなお話をされまして、それで法律の専門家である検察庁のほうへ行って総務部長がお話を伺ってくるというふうにおっしゃって見えましたけれども、その後の経緯をお知らせください。

**議長（谷口鈴男君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

先日の全協ではそういうふうに申しまして、その間、きょうまでですけれども、訴状の確認とかいろいろやっております、まだ今のところは検察庁に相談には行っておりません。行く予定ではありますが、その前に、弁護士にもう一度確認をとってから検察庁に行きたいと、そういうふうに思っております。

[挙手する者あり]

**議長（谷口鈴男君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

では、検察庁に行かれるのは、行かれるということでよろしいわけですね。はい、ありがとうございます。

もう1点質問がありますが、よろしいでしょうか。

この件については、町民の方は新聞では報道はされましたけれども、ほとんどが御存じないと思うんですが、御嵩町としては、訴えられることはあっても訴えるということは初めての経験だと思うんですが、こういったことを町民の方にどのように情報を提供していかれるのか、それについてお尋ねをいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

御嵩町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

当然、町報に載せさせていただいて、当方の立場、また何が起きたのかということについても詳細に町民にはお伝えしたいというふうに思っております。

町民の代表である議員の皆さんも、内容については御理解をいただいていると私は思ってお

りますので、少なくとも議会の皆さんからも町民にお伝え願えたらありがたいというふうに思っております。以上です。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに。

[挙手する者あり]

3番 安藤雅子さん。

**3番（安藤雅子君）**

これから提訴をすると公判に入っていくと思うんですが、公判があった場合、経過報告というのを逐次議会のほうに、議員のほうにさせていただきたいと思うのですが、私たちはそれを見守っていく義務があると思いますので、まとめて報告ではなくて、随時報告をいただきたいなというふうに思います。

**議長（谷口鈴男君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

安藤議員の御提案は当然だと思いますので、随時報告をさせていただきます。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

12番 佐谷時繁君。

**12番（佐谷時繁君）**

確認をさせていただきたいんですが、東鉄バスさんに対して訴訟を起こしたということになりますと、こちらの都合によってできるだけ早くということなんですけれども、例えば、仮で申しわけないんですが、東鉄さんは訴訟を起こされた立場上、もう運行はしませんが、できませんというようなことは、想定として考えておられますか。

**議長（谷口鈴男君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

約款については、先ほど加藤課長が申したように30条の5で決めてあるわけですが、あれは一方的な解除の話でありまして、そこがまた協議の中で、タクシーさんも聞くところによりますと、前回の議会への説明会の折にはそのようなことをおっしゃっていたということもお聞きしておりますので、その辺は30条のほうの一方的な解除を使わなくて、合意でなるべく早くやめることができれば、それにこしたことはないと思っておりますので、よろしくお願

します。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

済みません、先ほどの質問の中でもう1点確認しておきたいんですが、検察庁へ行かれるということなんですが、今後も刑事告発も考えていくというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

**議長（谷口鈴男君）**

御嵩町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

お答えいたします。

これは、告発については、一般の方は違法行為があった場合は権利として告発できるということになっております。我々の解釈として、「詐欺」という言葉を使う以上は、被害を受けているということであります。公務員及び特別公務員職にある者は、違法行為があった場合は告発せねばならないという義務がありますので、その解釈をしていただければ、この訴訟の内容を見ていただいた上で、告発を逆にしないことは違法になるのではないかとということもかんがみて今後の行動をとっていきたいと。

結論から言いますと、告発に向かっていると。これは、町長名ですることでありますので、少なくとも法律家、専門家がある程度様式をきちっと調べたものでないとちょっと見苦しいんじゃないかということもあります。一般の方が刑事告発をする場合と若干は内容において違うということもあるかと思いますので、町長名で告発をする以上はきちっとしたものでしていかなければいけない。あとは、司直のほうで捜査をしていただくということになるかと思いますので、この件については、司法の場、司直の場のほうにゆだねていくということになるかと思えます。以上です。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに。

[挙手する者あり]

8番 伊崎公介君。

**8番（伊崎公介君）**

これは21年分、22年分がこの訴状に載っているわけですが、ほかに23年も東鉄タクシーに運



行していただいております。そこのところは恐らく支払わないというような方向で考えてみえると思うんですが、そこは、東鉄タクシーのほうと何か話し合った結果というものがわかっているればお願いしたいと思います。

**議長（谷口鈴男君）**

企画課長 加藤暢彦君。

**企画課長（加藤暢彦君）**

伊崎議員の質問にお答えさせていただきます。

21年度、22年度については今回このような形でやらせていただく、それから23年度につきましては、御嵩町のほうはお金のほうは支払っておらない状態でございます。

町的意思表示といたしましては、東鉄タクシー様のほうに23年度分についてはお支払いをしませんということを文書で出しておるということでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

**議長（谷口鈴男君）**

8番 伊崎公介君。

**8番（伊崎公介君）**

それでは、これは今回の訴状の結果によって、逆にこの23年度分をこういう形で訴状を提出されるというおそれがあると思うんですが、そこも含めて、しっかりこの裁判は闘っていただきたいと思うんですが、そういうおそれはないか、ちょっとそこだけお願いします。

**議長（谷口鈴男君）**

御嵩町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

当初、東鉄タクシーさんのほうが、むしろ訴訟を早く口にされたというふうに記憶しております。訴訟をする立場として、何か損害を受けたのかという、その時点では全くない状態で訴訟を口にされたので、訴訟を起こすならこちらだよねということを言っておりました。

逆に請求書は来ましたので、請求書も本来は毎年3月末まで事業を行ったということで直ちに出来るものですが、実は1カ月おくれぐらいで出てきたと。出てきた時点で、逆にうちはお支払いをしませんという内容での書面によって回答しておりますので、逆に言えば、その時点で東鉄タクシー側にも訴訟を提起する理由ができた、これは想定内の範囲内ですので、どうされるのかはわかりませんが、企業として、代表としてどのように考えられるか、今後提起されたとしても、それは粛々と私どもの起こす訴訟の内容と中身は一緒になってくると思いますので、粛々と闘っていくということになるかと思っております。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに。

[挙手する者あり]

7番 加藤保郎君。

**7番（加藤保郎君）**

議案について、ちょっと1件だけ教えていただきたいと思います。

不勉強で申しわけないんですが、先ほど言いましたように21年度の契約約款があって、出していただいた資料35ページに、不正行為があった場合の違約金等というところで、違約金の遅延利息は年3.6%の割合というふうに、これは21年の契約の約款では書いてあるわけですが、今回、先ほども言いましたように、24年度のあれがないもんですからわかりませんが、しかし、これは21年度でいくと、年5分の割合による延滞金及び遅延損害金というふうに書いてありますが、この5分というのと、先ほど言った3.6%というものの違いは何かありますでしょうか。

**議長（谷口鈴男君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

こういった内容についても弁護士とは相談をしております、明確な先ほどの定款上の金利は適用は難しいという話でしたので、民法上の5%の遅延金を延滞利息で請求をするということにしております。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

契約解除の話をもう一度、ちょっとそれに触れたいんですが、前から何度も議長もおっしゃって見えたくせけれども、これは3月定例会の前に発覚して、定例会中にこのことがだんだん明らかになっていったようだけれども、この件については、ちょうど24年度の予算審議ということで、この件がそのときに議会のほうへお伝えいただければ、この24年度の契約もどうなっていたかわからないという状況だと思うんですが、そういう中で、今契約解除の件なんですけれども、これは訴状がもう出されたら、即刻予算執行の停止をすべきというのが筋ではないかというふうに思うわけですが、その後のいろいろなどこかの業者に委託するまでとか、そういうことではなく、筋としては即刻予算を停止するのが筋ではないかというふうに考えるわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

**議長（谷口鈴男君）**

御嵩町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

お答えをいたします。

先ほどの御説明をさせていただいたとおりであります。ユーザーがお見えになりますので、ユーザーをどう守っていくか、足を守っていくかということと考えた場合、間をあけて、じゃあ1週間はいいのか、1カ月はいいのかということにはならないという、非常に苦しいところの選択をしているということでもあります。

[挙手する者あり]

**議長（谷口鈴男君）**

8番 伊崎公介君。

**8番（伊崎公介君）**

最後に一つ確認させていただきたいんですが、さっきから話題になっているように、これが発覚したのが3月の初旬からということで、今6月で3カ月以上たっておるといふ。ここまで来る経緯で何らか考えておいていただければよかったかなと思いますが、その点だけちょっとお願いをしたいと思います。

**議長（谷口鈴男君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

3月に県のほうから補助金の不適切な運用があるのではないかとということで、問い合わせが3月中にあったことは事実でありまして、その後で、その内容について事業者の方、それから町の担当部局のヒアリングを行い、そういうことの中で過ぎてきまして、4月15日に初めてこれが不適切な取り扱いだったということを事業者も認めて、町のほうに補助金返還が求められたということでありまして、発覚してその証拠固めという言い方はおかしいんですが、どうしてそうなったのかということをするプロセスというのがありまして、そのうちに4月の中旬になってしまったということでもありますので、その時点ですぐにとめろということとまた違うというふうには判断をしておりますし、その後でも事業者の方が過年度について補助金を全額返還するというをおっしゃっていただければ、24年度については、目的は運行ということで、補助金を使った事業ではありませんので、24年度についても利用者のことを考えれば続けていくこともできたのではないかと考えております。

ですから、その後も事業者の方がこちらの要望を認めていただけなかったということで、今回提訴ということになったわけで、それまで一連の流れ、事業者の方との打ち合わせ等はやってきてここに至っているということですので、御了解いただきたいと思います。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

8番 伊崎公介君。

8番（伊崎公介君）

5月の臨時会のときに町長が提訴するなら契約解除だということを言われておりますから、それからもう1カ月たっているわけですから、そのところも計画的にやっていただければなあと思いましたが、言わせていただきました。

議長（谷口鈴男君）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号 訴えの提起について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第4、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

議長（谷口鈴男君）

ここで、定例会最後に、町長よりごあいさつをお願いいたします。

御嵩町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

大変熱心な審議をしていただきまして、ありがとうございます。

最後のところで、非常につらいといいますか、いわゆる信頼関係という大切にしなければいけないものが崩れているという分でのテーマとなったこと、大変残念に思います。訴訟を起こす以上は、多分、歴史上、御嵩町側から提訴をするなどということはなかったんでありましょうけれど、やはり民民の契約と、官と民の厳しさというのが民民の方にはちょっとわかっていない部分もあるのではないのかなということを思います。民間のほうは経営はきちっとやっているんだということをよく民間人はおっしゃるんですけども、書類上の調べ方でいけば、官の側はこれでもかというほどの書類を調べますので、すべて事実が記載されていないと本来の用をなさないということが現実あるんですよということは、企業の側にもお伝えしていかなきゃいけない。

ただ、全部で10事業あった中で、県の検査も入りまして、そのほかの事業については一切そうした不備な点、また不審な点はないという、逆に証明をしていただきました。東鉄タクシーのこのバスの件だけが、やはり県の検査の中で黒とされたということでもありますので、そのほかの事業について、逆に真っ白な状況であるということを確認していただけたのはありがたかったなあというふうには思います。

さて、暗い話ばかりではおもしろくありませんので、きょう新聞を見られた方もあるかと思いますが、昨日、「みたけ華ずし」が長良川サービスエリア、こちらから行きますと、帰りの各務原インターから美濃関ジャンクションへ行く途中にあるサービスエリアでありますけれど、華ずし御膳といいますか、セッティングされた形で、レストランのほうで食べられるようになりました。その試食会を昨日行いました。非常にボリュームもあっておいしかったという感想でありますけれど、以前から私も商工会青年部でいろんなことに取り組んでまいりましたけれど、御嵩の名産品、特産品というのがなかなかつくり出せなかったと。やっとメジャーな形でひとつ皆さんに知っていただくようなものができ上がったということで、大変うれしく思っております。値段は1,380円か60円か、正式名が「みたけ華ずしおもてなし御膳」ということで、7月5日から販売がされる、提供されるということになりました。期間限定ではございませんので、ぜひ7月5日以降、あの道路を通られる際に、ちょっと小腹がすいたら、御嵩町民としても食べていただけたらなあということを思います。でき得れば、その7月5日ごろに私も、今度は試食ではなく、本当の食事として利用しようかなということを今思っております。

いろんな形で、行政というのは、先頭に立って引っ張っていくものもあれば後押しをしていくものもあると。ただ、それは自力で走っていただくための助走の部分のお手伝いをするとい

うつもりで我々は頑張っております。今後も、高い意識を持った住民の方々が息切れしないような形での、そうした挑戦に我々も力がかせたらということは思っておりますので、これを機に、第2、第3弾のメジャーなものを生み出していくということができればなあということをつくづく思っております。

本当に縁というものは不思議なもので、昨年、私が町長をやめるといいますか、任期前に、道路管理者のほうからあいさつを受けまして、NE X C O 中日本の所長のほうからあいさつを受けましたので、ポスターをサービスエリア、パーキングエリアに張るだけではなく、かも1グランプリについて、ぜひ御社も参加してくださいよというところからどうもきっかけになったと。昨年、ことしと華ずしを食べられて、非常においしいという確認をされた上で商品化していくということにされたようであります。そういう意味では、いろんな人との出会いを大切にしながら、御嵩町のためになることであるなら何でも挑戦していきたいというふうに思っておりますので、今後皆さんの後押しをいただきながら、活発な、また元気のある御嵩にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。御苦労さまでございました。ありがとうございます。

---

#### 閉会の宣告

議長（谷口鈴男君）

これもちまして、平成24年御嵩町議会第2回定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時17分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員